

陳 情 文 書 表 (平成23年12月14日定例会提出)

陳情第22号

日本政府にすべての原子力発電所の停止・廃止等を求める意見書についての陳情書

平成23年11月30日受理

陳情者 奈良市三条町606-76
奈良ハイタウン2-404
原発いらない奈良の会
代表 武部毅陸

(要旨)

貴議会として、下記事項についての政府あて意見書を12月議会で可決することを求め、陳情する。

記

- ① 現在稼働させているすべての原子力発電所の運転を、即時に停止・廃止し廃炉にすること。原子力発電にかわる環境保全分散型エネルギーへの転換を進めること。
- ② 現在定期検査に入り停止しているすべての原子力発電所を再稼働させないこと。
- ③ 莫大な原子力関連費を凍結し、新規原発建設・高速増殖炉・プルサーマル計画など、すべての原子力関連事業を廃止すること。
- ④ 原発事故により影響を受けているすべての被害者・避難者・被曝者に謝罪し、完全補償すること。避難する権利・疎開する権利を認め、安全措置・救済措置をとること。
- ⑤ 福島在住者を初め、避難者、被曝した可能性があるすべての人々の健康診断・精密検査を毎年行うこと。被曝が明らかになった人々について一生涯の医療保障を行うこと。
- ⑥ 放射能の拡散・2次汚染の危険性を避けるため、放射能汚染された震災廃棄物の処理を全国の自治体に拡大しないこと。

(理由)

3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、原発周辺地域のみならず、日本全国、世界を危機に陥れた。大量の放射能(放射性物質)は現在も拡散し続け、大気・土壌・海洋を汚染し、飲料水・原乳・野菜・食肉などの汚染は、内部被曝の危険性を生み出している。周辺住民・避難者、事故処理作業に従事する労働者の被曝はもとより、子供たちを初め全国の人々・生物の生命が脅かされている。

避難措置によって、住みなれた家や職場を追われ、故郷に帰る見通しもなく不安な避難生活を強いられている住民は10万人以上(8月末)と言われている。避難区域外からも多くの犠牲を払い避難せざるを得ない人々はふえ続けている。福島では、ふくしま集団疎開裁判が始め

られた。子供たちの甲状腺異常も報告され、生命と生活は危機的状況に追い込まれている。補償と賠償に裏づけられた避難する権利を認めなければならない。

このような中で、野田政権は、原発を推進し、再稼働を進めようとしている。野田首相は、9月に国連で、各国への原子力技術協力や原発輸出を継続すると表明した。また、「来春以降、夏に向けて再稼働できるものはしていく」と明言し、秋から冬にかけて全国の原発のストレステストを実施し、年内2次評価から国際原子力機関（IAEA）の再評価を得て、原発の再稼働を強行しようとしている。暴挙である。

政府は、いまだ、「直ちに影響はない」「除染を行う」と「安全」を強調している。強い放射能が拡散し続けているときにどうして安全であると主張できるのか。人の生命よりも原発の方が大事なのか。原発を国策として推進してきた政府、そして東京電力を初めとする電力・原子力関連企業の責任は限りなく大きい。地震・津波は自然災害であるが、原発事故は人災である。原子力「安全神話」は崩壊した。

私たちは、政府の責任において、上記6項目について速やかに実行することを求め、政府あて意見書を貴議会で可決することを求める。